

## 学校施設の耐震診断結果の公表について

学校施設は、多くの児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全な環境を確保することが必要不可欠です。また、地震等の災害時に地域住民の避難場所としての役割も果たしている学校施設の耐震性能を向上させることは重要であります。

平成7年に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、現行の耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断及び耐震改修に努めるところが求められています。

また、平成20年6月に施行された「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、その設置する公立の幼稚園、小学校、中学校の校舎等について、耐震診断を実施すること及び耐震診断の結果の公表が義務付けられました。

浜頓別町では、平成20年度に浜頓別小学校の耐震診断を実施し、結果を踏まえて学校施設の耐震化を進めていきます。

### 1. 耐震診断の対象とする建物

昭和56年以前に建築され、非木造の2階以上又は非木造の延床面積200㎡を超える建物

### 2. 耐震診断結果

学校名	区分	構造	階数	建築年	面積	Is 値※
浜頓別小学校	管理棟	RC	1階	昭和55	973㎡	1.02
	普通教室棟	RC	2階	昭和53	3,102㎡	0.59
	屋体棟	S	1階	昭和55	889㎡	0.50

※ Is 値とは、「建物の耐震性能を表す指標」であり、地震力に対する建物の強度、地震力に対する変形能力・粘り強さが大きいほどこの指標も大きくなり耐震性能が高くなります。文部科学省では、学校施設について児童生徒の安全性、また災害の際には住民の応急避難所としての役割を果たすことから「補修後のIs値が0.7を超えること」としています。

### 3. 耐震改修計画について

今回の耐震診断の結果、耐震基準に適合していない普通教室棟と屋体棟については、今後、国の補助制度等を活用しながら耐震補強を行い、耐震化を進めてまいります。